

「北巨摩合同庁舎夏期冷房用燃料（灯油）の単価供給」に係る一般競争入札公告

山梨県中北地域県民センターが発注する北巨摩合同庁舎夏期冷房用燃料（灯油）の単価供給に係る契約は、一般競争入札により行うので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年4月14日

山梨県中北地域県民センター所長 望月勝一

入札参加者は、この公告のほか、関係法令ならびに入札説明書等を必ず熟覧、承知のうえ入札に参加すること。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品等の名称及び数量

- ①名 称 灯油
- ②品質（規格） J I S規格第1号
- ③予 定 数 量 35,000リットル

(2) 契約期間

契約の日から令和8年9月30日（水）

(3) 納入場所

山梨県北巨摩合同庁舎（韮崎市本町四丁目2-4）
地下タンク（容量：4,000リットル）

(4) 購入物品の仕様等

入札説明書で定める内容であること。

2 事務を担当する所属

山梨県中北地域県民センター 県民・地域支援課
〒407-0024
山梨県韮崎市本町四丁目2-4

3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く）

- (2) この公告の日から開札の日までに、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと
- (4) 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第124条第2項の規定により作成した、物品等競争入札参加資格者名簿に登録者のうち認定種目が次の者
 - ①「燃料類・電力」のうち「石油製品」

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所等

この公告の日から令和8年4月21日（火）までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（4月21日（火）は正午まで）、2に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、(2)により入札説明書の交付を受ける者には縦覧するものと同じものを交付する。

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和8年4月21日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（4月21日（火）は正午まで）、2の場所において交付する。

(3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

(4) 入札説明会

実施しない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

- ①日時 令和8年4月27日（月）午前10時00分
- ②場所 韮崎市本町四丁目2-4
山梨県北巨摩合同庁舎 4階 401会議室

(6) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- ①一般競争入札の参加資格のない者が入札したとき。
- ②この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- ③入札書の金額、氏名、印鑑等の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- ④①から③までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

5 その他

(1) 入札保証金

規則第108条の2第2号に基づき、免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 違約金

規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

(4) 最低制限価格 無

(5) 前払金 無

(6) 契約の締結

①落札の日から7日以内に締結する。

②落札者が契約締結までの間に、3の入札に参加するために必要な資格のうち、一つでも満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) その他

①詳細は、入札説明書による。

②問い合わせ先

山梨県中北地域県民センター 県民・地域支援課 古屋

電 話 0551-23-3051

FAX 0551-23-3012

ファックスを送信した場合は、必ず電話連絡により到達確認をすること。